

## 盤 類

---

### 評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

#### 1. 評価対象設備機材

評価対象とした盤類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

- ①分電盤（OA盤及び実験盤を含む。）
- ②制御盤
- ③キュービクル式配電盤
  - 種類(1)CB形（PF・S形を含む。）
  - 種類(2)PF・S形に限る
- ④高圧スイッチギヤ（CW形）
  - 種類(1)定格短時間耐電流12.5kA以下
  - 種類(2)定格短時間耐電流の限定なし
- ⑤高圧スイッチギヤ（PW形）
  - 種類(1)定格短時間耐電流12.5kA以下
  - 種類(2)定格短時間耐電流の限定なし

#### 2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
  - (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
  - (3) 納入体制が整備されている。
  - (4) アフターサービス体制が整備されている。
-